

議 事 日 程 (第 3 号)

令和4年6月10日(金曜日) 午後2時44分 開議(本会議)

- 日程第 1 ※補正予算審査特別委員会
議第49号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)
議第50号 令和4年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)
※請願事件審査結果報告及び採決
- 日程第 2 請願第1号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願について
※条例案件の審議及び採決
- 日程第 3 議第51号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 4 ※補正予算審査結果報告及び採決
※事件案件の審議及び採決
- 日程第 5 議第52号 消防ポンプ自動車の取得について
※発議案件の審議及び採決
- 日程第 6 発議第2号 議員派遣について

☆

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 ※補正予算審査特別委員会
議第49号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)
議第50号 令和4年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)
※請願事件審査結果報告及び採決
- 日程第 2 請願第1号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願について
※条例案件の審議及び採決
- 日程第 3 議第51号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 4 ※補正予算審査結果報告及び採決
※事件案件の審議及び採決
- 日程第 5 議第52号 消防ポンプ自動車の取得について
※発議案件の審議及び採決
- 日程第 6 発議第2号 議員派遣について
- 日程第 7 発議第3号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出について

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1 番	本	間	知	広	君	2 番	那	須	正	幸	君	
3 番	佐	藤	俊	太	郎	君	4 番	佐	藤	光	保	君
5 番	齋	藤		武	君	6 番	松	永	裕	美	君	
7 番	菅	原	和	幸	君	8 番	赤	塚	英	一	君	
9 番	阿	部	満	吉	君	10 番	高	橋	冠	治	君	
11 番	齋	藤	弥	志	夫	君	12 番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町	長	時	田	博	機	君	副 町 長	池	田	与 四 也	君
総 務 課 長	兼	佐	藤	光	弥	君	企 画 課 長	渡	会	和 裕	君
産 業 課 長	兼	館	内	ひ	ろ	み	地 域 生 活 課 長	太	田	智 光	君
農 委 事 務 局 長		池	田		久	君	町 民 課 長	後	藤	夕 貴	君
健 康 福 祉 課 長		伊	藤	治	樹	君	教 育 課 長	石	川	茂 稔	君
会 計 管 理 者 会 長		菅	原	三	恵	子	職 務 代 理 者 会 長	佐	藤	充	弘
教 育 委 員 会 長		石	垣	ヒ	ロ	子	農 業 委 員 会 代 表 監 査 委 員	本	間	康	弘
選 挙 管 理 委 員 会 長											

☆

出席した事務局職員

事務局長	鳥	海	広	行	議事係長	船	越	早	苗	主 査	佐	藤	明	子
主任	友	野		友										

☆

本 会 議

議 長（土門治明君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後2時44分）

議 長（土門治明君） ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

請願事件の審査結果報告に入ります。

日程第2、請願第1号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願について、文教産建常任委員会、齋藤武委員長より審査の結果について報告を求めます。

文教産建常任委員会、齋藤武委員長、登壇願います。

文教産建常任委員会委員長（齋藤 武君）

令和4年6月10日

遊佐町議会

議 長 土 門 治 明 殿

文教産建常任委員会

委員長 齋 藤 武

付 託 事 件 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定されましたから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1. 付託審査事件名

請願第1号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願

2. 意見及び結果

本請願の願意は、理解できるので採択すべきであると意見決定した。

3. 審査の期日

令和4年6月10日

以上です。

議 長（土門治明君） それでは、請願第1号についての質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。

本件について委員長報告のとおりこれを採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、請願第1号はこれを採択とすることに決しました。

それでは、請願が採択されましたので、その意見書の発議のため、本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。

本日の日程第6の次に発議第3号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出についてを追加し、日程第7としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

それでは、本日の議事日程に発議第3号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出についてを追加し、日程第7とすることに決しました。

次に、条例案件の審議及び採決を行います。

日程第3、議第51号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第51号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、補正予算審査結果の報告及び採決に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第49号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)ほか水道事業会計補正予算1件について、補正予算審査特別委員会、齋藤武委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、齋藤武委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長(齋藤 武君)

令和4年6月10日

遊佐町議会

議長 土門治明 殿

補正予算審査特別委員会

審 査 結 果 報 告 書

令和4年6月8日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第49号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）

議第50号 令和4年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）

2. 審査の結果及び意見

令和4年度遊佐町一般会計補正予算ほか、1件の水道事業会計補正予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

以上です。

議長（土門治明君） 以上で委員長報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま各会計2件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれの議案ごとに討論、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議第49号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

それでは、議第49号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第50号 令和4年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第50号 令和4年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり

決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議及び採決を行います。

日程第5、議第52号 消防ポンプ自動車の取得についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

3番、佐藤俊太郎議員。

3番(佐藤俊太郎君) 消防ポンプ自動車の取得についてお尋ねします。

この諸元についてご説明を願いたいと思います。お願いします。

議長(土門治明君) 佐藤総務課長。

総務課長(佐藤光弥君) 仕様ということで仕様書ございますけれども、少々いろいろな装備もございまして、細かくなっておりますので、大まかなところだけお話ししたいと思います。

車種はCD-I 消防車専用4輪駆動車種を使用すること、フォードアで定員5人以上、トランスミッションはオート、ホイールベースは2メートルから3メートル以内等々あります。あと、エンジンについては4気筒のディーゼル以上、100馬力等であります。あと、大きさについてもあるわけですが、車両総重量については5トン未満の車ということで想定をしております。

以上です。

議長(土門治明君) 3番、佐藤俊太郎議員。

3番(佐藤俊太郎君) 一般質問でも私申し上げましたけれども、道路交通法関係の法令は非常に変化が激しいと申し上げました。それで、今ご説明のありました、車両総重量5トン未満というご説明でしたが、今普通自動車で運転できる車種、車両総重量3.5トン未満でないとは普通免許で運転できません。新しく消防団員となられた方が普通免許しか持っていない場合、当該ポンプ自動車を運転できないというおそれが出てくる可能性が非常に高いと思われます。これが3.5トン未満なのか、それとも5トン未満で5トン何ガしの総重量であるのか、その総重量の明細な重量、これは分かりませんか。

議長(土門治明君) 佐藤総務課長。

総務課長(佐藤光弥君) 総重量の細かい数字ということでございますけれども、令和2年度に同じ仕様書において入札をした結果の車両につきましても、車両総重量4,920キロとなっております。

以上です。

議長(土門治明君) 3番、佐藤俊太郎議員。

3番(佐藤俊太郎君) そうしますと、これを運転できるのは準中型免許というくくりになります。中型免許になりますと11トン未満、こういうくくりがありますので、隊員の方の免許の種別と運転できる、これは変わっているということをご想定で申し上げております。くれぐれも知らなかったがゆえに無免許運転となってしまったというようなことがないように、ご配慮を願いたいと思います。

さらには乗換えと申しましうか、これは前車と新車、この差はあるのでしょうか。性能的にアップしているという理解でよろしいでしょうか。

議 長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 仕様書を出して入札していただいていますので、前車よりアップしているかどうかというところは確認は取れておりませんが、一定こちらの要求されている部分の仕様は満たしているものと思っております。

あと、それから免許の資格のお話になりますけれども、今現在これから取る方の普通免許については3.5トン未満ということになりますけれども、以前取得された方については、移行措置において平成19年以前に普通免許を取られた方は5トン未満の車も運転できますので、その辺は免許の資格をしっかりと確認しながら、運転できるかどうかをしっかりと把握して運用したいというか、運行したいと思っております。

以上です。

議 長（土門治明君） これにて3番、佐藤俊太郎議員の質疑を終了いたします。

ほかにごございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第52号 消防ポンプ自動車の取得についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、発議案件の審議及び採決を行います。

日程第6、発議第2号 議員派遣についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

鳥海議会事務局長。

事務局長（鳥海広行君） 上程議案を朗読。

議 長（土門治明君） お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第129条の規定に基づき提出されたものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣について変更が生じた場合は、その専決を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、議決事項に変更が生じた場合、その専決を議長に委任することと決定いたしました。

日程第7、発議第3号 令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出についての件を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

鳥海議会事務局長。

事務局長（鳥海広行君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

本件につきましては、請願第1号において審査の結果、採択となったものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第557回遊佐町議会6月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後3時14分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和4年6月10日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 赤 塚 英 一

遊佐町議会議員 阿 部 満 吉